



広報 越路

1983
2/1
No. 215

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



生活道路の確保に懸命な除雪隊



町の人口

住民基本台帳人口 (12月末日現在)

		前月比
世帯数	3,331戸	- 5
人口	14,537人	+ 4
内 男	7,117人	+ 8
内 女	7,420人	- 4

◎三月三日(木) 九時三十分から十二時三十分まで岩野の大部分・釜ヶ島部落が停電します。



2月 広報カレンダー

1 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	17 木	
2 水		18 金	
3 木	節分	19 土	
4 金		20 日	
5 土		21 月	行政相談 (9:00~2:00役 場) 献血 (10:00~15:00役 場)
6 日		22 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)
7 月		23 水	
8 火	針供養 心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	24 木	
9 水		25 金	
10 木		26 土	
11 金	建国記念日	27 日	
12 土		28 月	春の全国火災予防運動
13 日			
14 月			
15 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談 (9:00~4:00役 場)		
16 水	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)		

家庭奉仕員派遣事業費用負担基準

前年の課税状況により下表の通りの費用負担があります。

利用世帯の階層区分	利用者負担 (1時間あたり)
A 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円
B 生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0
C 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	290
D 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	580

- A 家事、介護に関する事**
- ①食事の世話 ②衣類の洗濯、補修
 - 掃除、整理整頓 ④身の廻りの世話 ⑤生活必需品の買物、通院介助 ⑥その他必要な家事、介護
- B 相談、助言に関する事**
- ①生活、身上に関する相談、助言 ②その他必要な相談、助言

家庭奉仕員制度について

町では、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人の家庭に対して申出により老人家庭奉仕員を派遣して、老人の日常生活の世話を行わせる事業を実施しています。

派遣対象は、老衰、心身の障害傷病等の理由により臥床している等日常生活を営むのに支障がある概ね六十五歳以上の者のいる家庭であつて養護者の得られない場合、申出により派遣します。尚今年一月一日から別表の通り費用負担の制度が導入されました。これは生計中心者の前年の収入に掛る所得税の課税額により決定されます。

老人家庭奉仕員の行うサービスは、次に掲げるもののうち、必要とする事項を申出てこれにより行なうこととなります。

昭和五十七年度 自治功勞表彰

町では、表彰条例の規定に基づいて町の政治・経済・文化・社会その他町政の振興に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった方がたを表彰しております。
今年の受表彰者は自治功勞者二名で、去る一月七日町総合福祉センターにおいて行われた新年名刺交換会の席上、町長から表彰状と記念品が伝達されました。
受表彰者は次の方々です。



飯塚 泰 (六十四歳)
永年にわたり、町選挙管理委員会委員として公明、適正な選挙執行に尽力され、昭和四十四年四月十九日から委員長に就任され、この職を全うされました。



千谷沢 直広 (四十七歳)
永年にわたり、町の消防防災活動に尽力され、また、消防団幹部として消防行政の発展と団の充実に大きく貢献されました。

凍結・積雪道路での 交通事故防止



冬期間は、深夜から早朝にかけて凍結道路でのスリップが原因の重大事故が発生します。
◎タイヤチェーンの装着
タイヤチェーンは早目に装着し、スリップ事故をなくしましょう。
深夜、早朝には事業用の車両が最も多く走行するので、これらの関係者は特に注意しましょう。



◎踏切では一時停止をして安全を確認しましょう。

雪が降ると、交通量が減少し、スピードが出せなくなるなどの要因から全体的には交通事故は減少しますが、逆に踏切事故は増加する傾向にあります。

これは、
◎踏切道の路面状態が悪くなること。
◎踏切非常ボタンや警報機等の保安施設が雪に阻害されて使用不能、又は視認性が悪くなること。
◎寒さで歩行者は襟を立て、帽子をかぶり、下向きで歩き、また、運転者は家路を急ぐあまりルールを守らないこと。
などが考えられます。踏切事故は、一歩間違えば大惨事になります。次のことに注意し、事故にあわないようまた起こさないようにしましょう。



◎踏切上のギャチェンジはエンストの原因になります。踏切は、ローギヤのまま通過しましょう。
◎狭い踏切では、無理に通過しようとするると落輪につながります。譲り合って交互に通過しましょう。
◎不幸にして踏切上でエンストしたり落輪して車が動かなくなったら、自動車の移動より先に非常ボタンなどの活用をし、先ず列車をとめるようにしましょう。

児童手当 (特例給付) の支払いについて。
今月は、児童手当 (特例給付) の支払月です。
受給者指定口座へ十日に振込みますのでご確認下さい。

報奨金の交付額が五円未満の場合未交付、五円以上の場合五円単位で交付されていたが、これを十円単位で交付し、十円未満の端数は未交付することに改正されます。

以上の点に注意し冬道の悪条件をしっかり認識して交通事故をおこさないよう十分注意いたしましょう。



越路町税条例の一部改正

◎税条例の個人の町民税の前納報奨金と、固定資産税の前納報奨金が四月一日より次のように改正されます。

▼従来は納期前の納付であれば、二期、三期の期別に納付されたものについても報奨金が交付されておりましたが、今後はこれを最初の納期に全額納付したものに限り報奨金を交付することになります。
▼報奨金の交付率一〇〇分の一が一〇〇分の〇・五に改正されます。

▼報奨金の交付額が五円未満の場合未交付、五円以上の場合五円単位で交付されていたが、これを十円単位で交付し、十円未満の端数は未交付することに改正されます。
◎固定資産税の全額一納期徴収の限度額が四月一日より次のように改正されます。
▼固定資産税 (都市計画税を含む) の納期は、通常四納期に分割されており、全額が四百円以下の場合、一納期で全額徴収となっておりましたが、これを全額一千元以下の場合一納期で徴収することになります。

し尿汲み取り料金
十リットル当り
四十二円に

町では、し尿の汲み取り料金を現行十リットル当たり四十円を、昭和五十八年四月から十リットル当り四十二円とするに条例改正が行われました。
長岡市では、昭和五十六年六月から四十二円で、今度の改正で、長岡市と同額となります。
出費が多端の折りではありませんが、ご理解のうえご協力ください。
なお、料金の徴収は今までどおり、汲み取りの際委託業者により徴収されますので、留守にされないようご協力願います。

冬道の防衛運転について

冬は、雪や寒さのため、道路や交通の環境が一変します。冬の間、交通環境にあった安全運転を励行しなければなりません。

注意点

▼滑りやすい路面
路面が、雪や凍結のため、非常に滑りやすくなって、ちょっとしたことでスリップ、車のコントロールが失われてしまいます。
▼視野、視界の不良
雪で、道路標示や標識が見えなくなったり、道路脇に積もった雪山のため、道路周辺の状況が見えなくなったり、また、降雪や吹雪の最中には、視界が極端に悪くなるなど、安全運転のために最も大切な「状況をよく見る」ということが非常に困難になります。



凍結路、スパイクタイヤでの実験値 (急制動)			
制動初速度	30キロ	停止距離	29m
"	30キロ	"	45m
"	50キロ	"	68m
"	60キロ	"	95m
舗装乾燥路面での実験値			
制動初速度	30キロ	停止距離	15m
"	40キロ	"	22m
"	50キロ	"	32m
"	60キロ	"	44m

▼ブレーキ操作の諸注意
◎あまり強く、一気に踏み過ぎないこと。あらかじめ、エンジンブレーキを効かせ、ある程度減速してからブレーキを徐々に踏み込んでいくこと。

速く踏み過ぎると車輪の回転が止まって路面を滑走します。強く踏み過ぎると車輪の回転が止まって路面を滑走します。

◎車輪が止まると、それ以上ブレーキを踏んでも制動効果はありません。一度、ブレーキをゆるめ、再度踏みなおすという操作が必要です。尚、車輪の停止中は、ハンドル効果も失われますので、むやみなハンドル操作は禁物です。特にカーブでは要注意。
◎車輪を停止したまましていると、慣性力 (スピード) のあるうちは大体直線的に滑走していきませんが、慣性力が弱まると、尻振りが発生します。尻振りが発生したら、まず、ブレーキをゆるめ、それからハンドルで修正しましょう。

▼前方をよく見ることが、最良のブレーキング

◎追突事故が多い、前車の見落とし、車両不保持が原因。
滑りやすい路面に際して、適正な車間距離を保って前車に追従することが追突事故防止の基本ですが、適正な車間を保持していても、前車の状況を見落としたのでは何もありません。前車の状況をよく見て追従することが、追突事故防止の決め手といえます。

◎横断歩行者を見たら直ちに減速徐行。

横断歩行者に対する注意は、特に大切です。夏場と違って、急ブレーキなどの急場の措置もほとんどあてになりません。前方の状況をよく見て、早め早めに危険を察知することこそ、最良のブレーキング・テクニックです。

正しい知識で予防しよう

成人病予防週間二月一日〜七日
ガン、脳卒中、心臓病は昭和三十三年以後、病死原因の上位三位を占めています。

これらの病気に共通しているのは、社会や家庭で重要な地位につき始める四十歳くらいの人から、次第に多く見られるようになる、ということです。

成人病とは、特定の病気をさすのではなく、このような働き盛りの人を襲う病気の総称です。

二月一日から七日までは「成人病予防週間」。寒さがピークとなるこの時期は、成人病のうちでも脳卒中、心臓病をはじめとして、血液の通り道「にかかわる病気が多くなります。

脳卒中、心臓病など、血液の通り道「循環器系の病気は、一度かかると治りにくい病気ですが、日常の食事や運動などに気をつけることでかなり予防できます。

かかってからよりも、かかる前に病気を正しく知って、予防に努めましょう。

怖い循環器系の病気
循環器系の病気には、主に次の二つがあります。

脳卒中

脳卒中は「脳いっ血」「中風」「中風」とも呼ばれ、脳の血管が破れて出血したり、あるいは詰まって血液が脳に行き届かなくなる病気で。

この病気にかかると、脳の働きが衰え、急に意識がなくなったり、手足が動かなくなったりし、ひど

いときには死亡することがあります。一度、脳に障害を受けると回復は難しく、手足のマヒなどの後遺症が残る場合もあります。

心臓病

心臓に血液が十分にいき届かなくなり、心臓の筋肉が酸素不足になって起こります。

一時的に血が流れなくなるのが「狭心症」、完全に流れなくなると心臓の筋肉が活動しなくなるのが「心筋梗塞」といわれます。

いずれも、激しい胸の痛みがあります。心筋梗塞では痛みが長く続き、死にすることがあります。

成人病の元凶

高血圧と動脈硬化

脳卒中、心臓病にかからないためには、高血圧や動脈硬化を防ぐことが大切です。というのは脳卒中や心臓病は、高い血圧に耐えきれず血管が破れたり、動脈硬化で血管が詰まることが原因と考えられるからです。

高血圧を管理しよう

血圧の高い状態が続くと、脳卒中や心臓病などの病気が起こりやすくなります。

血圧は、気温、運動量、精神的ストレスなどで変わります。一回の測定では、「高血圧」かどうかは分かりません。機会をみては血圧を測り、変化をつかんでおきましょう。

血圧には左図のような目安があります。

区分	最大血圧		
	140mmHg未満	140mmHg以上160mmHg未満	160mmHg以上
高血圧			
境界域高血圧			
正常血圧			
最小血圧	90mmHg未満	90mmHg以上95mmHg未満	95mmHg以上

高血圧の予防には、減塩や栄養のバランスを保つなどの生活の改善が必要です。また、適度な運動を日常生活の中に取り入れていくような心掛けましょう。

動脈硬化の予防

動脈硬化になると、血管は弾力がなくなってモロくなります。原因は、血管の内壁にコレステロールや中性脂肪がくっつくことです。

動脈硬化は、十代に始まり年を取るにつれて、硬化の範囲が広がり硬化の度合いも高まるといわれています。カロリーの取り過ぎや、タバコの吸い過ぎ、酒の飲み過ぎが拍車をかけることが分かっています。暴飲暴食は慎みましょう。

日常生活での注意点

循環器系の病気から身を守るには、日常生活でのちょっとした注意が役立ちます。

例えば次のようなことに気を付けてみましょう。

- ①精神の安定を保ち、急激な運動を避ける
- 心配、怒りなどの精神的緊張は血圧を高め、脳卒中や心臓発作の引き金となります。また、体力以上の運動は危険ですから、体力に合わせてマイペースで楽しんでください。

②寒さから身を守る

脳卒中や心臓病で倒れる人が、冬場に多いことから分かるように、循環器系の病気にとって寒さは大敵です。戸外へ出るときは、温かい服装をし、寒い風に長い時間吹かれないようにしましょう。また、夜間にトイレに行くことも、できれば避けたいものです。寒さを防ぐには、トイレにストープを持ち込む工夫などをしましょう。

③便秘にならないようにする

トイレで脳卒中を起こすケースが多いのは、寒さばかりでなく、排便に力んで血圧が急に高くなってしまうからです。

野菜や果物など繊維質の食品を多くとり、毎日決まった時間にトイレに行くなどして、日ごろから便通を整えることを心掛けましょう。

④長湯は禁物

お風呂はぬるめにするとも、あまり長い時間入らないようにしましょう。温度は夏が摂氏三十九度、冬は四十一度ぐらいが目安です。

冬場は一番お風呂を避け、浴室が暖まってから入浴するように心掛けましょう。

患者の移動

病人、ケガ人は、救急車や医師が来るまでなるべく動かさない方がよいでしょう。しかし、次のような場合には、移動させる必要があります。

- ▼危険な場所に倒れているとき
(交通量の多い道路、事故を起こした自動車の中、火災現場、ガスが充満している部屋など)
- ▼狭い場所に倒れていて、応急手当をせしめたり、安静が保てそうもないとき (トイレ、風呂場、玄関など)

患者を移動させる場所と経路を確認しておきます。経路にある障害物は取り除いておきましょう。

移動方法

(一人で行う場合)
トイレ、自動車の中にいる人を



移動させるには、まず外へ引き出さなくてはなりません。自動車の中から外へ出すときのよう段差のある場合は、後ろから抱え込んで腕を取ります。トイレから廊下

へなど、段差のないときは、衣服をつかんで引き出すのがよいでしょう。

次に移動場所ですが、ベッドの上や広くて平らな場所へ移します。その時、患者に意識があつて歩けるようなら、肩を貸すぐらいで大丈夫です。子供や体重の軽い人なら抱いて運びましょう。

そのほか、背負ったり、図のよ



うに腰の上に乗せて運ぶ方法もあります。

体重のある人を移動させるときは、毛布やシートに包み端をつかんで引いたり、急を要するときは衣服をつかんで仰向けの状態で引いていきます。

階段を下りるときは、狭い所から外へ引き出すときの要領で後ろ向きで降りていきます。

(二人以上の場合)

患者の腕をそれぞれの肩にかけ、二人が患者の尻の下で手を握り合せて運ぶ方法は、足にケガをしてある人の移動に役立ちます。ただし、患者は二人の救助者の肩に手を回さなければなりませんから、意識のある場合に限りです。

意識のないときは図のような方法で運びます。



三人、四人で運ぶときは両側から患者を挟んで抱え、頭側を抱えている人の合図で患者をひざの上に乗せ、全員同時に立ち上がり、患者の足の方向へ進みます。

国民健康保険 高額療養費自己負担額引き上げ

私たちが病気、ケガをしたときに保険医療機関で国保をつかって診療を受ける場合の医療費は、七割を国保が負担しますので、自己負担分は三割です。

さらにその三割の自己負担分が一定限度額を超えた場合、超えた分は全額、高額療養費として国保から払い戻されることになっておることは皆様ご存じのことと思いますが高額療養費の自己負担の限

度額が五十八年一月より引き上げられました。

今まで、私たちが医者にかかったとき、医療費の自己負担分として、一人、一カ月(一つの病院、診療所に)四万五千円以上を支払った場合は、四万五千円を超えた分は全額、国保から払い戻されることになっていました。

五十八年一月一日から、この自己負担分の限度額が五万一千円に引き上げられました。これまでは、医療費の自己負担は最高一カ月四万五千円です。このため、これからは五万一千円になったわけです。ただし、低所得者(住民税非課税世帯)については三万九千円となっております。

所得税の確定申告は正しく、お早めに

昭和五十七年分の所得税の確定申告は、二月十六日から受付が始まります。申告期限は三月十五日です。



確定申告が始まります。期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談で

きなかつたり、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、確定申告はできるだけ早く行うようにしてください。なお、贈与税の申告は二月一日から三月十五日までです。

にせ税理士に注意を

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談等は、税理士でなければできません。ところが、確定申告の時期になると税理士業務を行う資格のない人が、申告書の作成などをするのが多くなります。

このような「にせ税理士」は、法に触れるだけでなく納税者に迷惑をかけることも多いので、申告手続などを税理士に依頼する場合は、その人が正規の税理士であるかどうかをよく確かめましょう。



税務署 3月15日 2月16日

確定申告は3月15日までに済ませよう

第二回 危険物取扱者保安講習

危険物の安全管理及び危険物施設の保安の確保に努め、災害事故の防止を図るため、消防法の規定に基づいて次の要領で危険物取扱者の講習会を行いますので対象者は多数受講してください。

○種類

甲種、乙種及び丙種危険物取扱者

○対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが受講を希望する危険物取扱者とする。

▼受講の義務

製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から五年以内

製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から五年以内

講習を受けた後引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、講習を受けた日から五年以内

○長岡市西神田二丁目 長岡自治会館
○三月三日 一八〇人予定
○講習科目及び時間
○危険物関係法令に関する事項 三時間
○火災予防に関する事項 二時間
○受講申込受付期間
昭和五十八年二月一日から講習日の十日前まで。ただし、各会場ごとに予定人員に達し次第締め切ります。申請書は県庁消防防災課・各消防署に用意してあります。

○申し込み先
〒951新潟市学校町通り一番町 新潟県総務部消防防災課危険物係

○講習手数料
千六百元(県収入証紙で)

○講習終了の証明
受講者の危険物取扱者免状に記入して行う。

○その他
○講習会当日は、各会場とも午前九時から受付を開始するので、受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を同時に受付に提出すること。

なお、くわしいことについては県庁消防防災課危険物係(☎〇二五一一三三五一一 内線二〇八二)又は近くの消防署へお問い合わせください。

○日時及び場所

正しい電話の知識とエチケットを知ろう

現在、日本の加入電話数は四千万台、世界第二位の「電話王国」です。

しかし、年々高まる電話普及率とは裏腹に、最近の若い人たちは、職場のフレッシュマンは電話の応対が苦手なようです。例えば、ベルが鳴ってもだれかが出るのを待っている「電話恐怖症患者」や基本的な電話のマナーを心得ていない人が意外に多いといわれます。

こうしたことから、日本電信電話公社では、「正しい電話の知識とエチケットの普及」を目指し、全国各地でどなたでも参加できる「電話教室」を無料で開催しています。

「分かりやすく、要領よく話す上手な電話の応対」の仕方は、ビジネス活動はもとより、日常生活でも是非とも身につけておきたいものです。

「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

①「ハイコンマ」

②「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

③「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

④「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑤「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑥「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑦「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑧「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑨「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑩「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑪「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑫「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑬「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

⑭「電話教室」の受講時間は約二時間で、次のような内容で構成されています。

町公民館図書室からのお知らせ

日頃、公民館図書室を御利用いただき、ありがとうございます。

新しく入った図書をいくつか紹介させていただきます。

●掛離宮 毎日新聞社 刊
昭和の大修理の詳細な記録写真集であります。

●第三の波 アルビン・トフラー 著
NHK・TVで放映された「第三の波(二十一世紀へのメッセーシ)」の原作です。コンピュータによる社会変化を予測するものです。

●NHK・TVで放映された「第三の波(二十一世紀へのメッセーシ)」の原作です。コンピュータによる社会変化を予測するものです。

数字で見る公害苦情件数

公害に対する苦情は、全国どのくらいあるのでしょうか?

昭和五十七年十一月に、公害等調整委員会が「昭和五十六年度公害苦情件数調査結果報告書」をまとめて見た結果(トップは騒音・カラオケなどの騒音苦情が急増)になっており種類別に見ると次のとおりです。

①騒音 二万二千件(三二・五%)
②悪臭 一万三千件(二〇・一%)
③大気汚染 九千二百件(一四・二%)
④水質汚濁 八千二百件(一二・五%)
⑤振動 二千七百件(四・二%)

以下土壌汚染、地盤沈下、その他の順になっています。

こうした種類別の順位は、以前とほとんど変わっていません。しかし、騒音に限って苦情対象を見ると、それまで多かった製造事業所などへの苦情が減少しているのに対して、カラオケなどの騒音を出す飲食店や商店への苦情が急増しています。

老人保健法

2月1日から実施

七十歳以上(寝たきり老人の場合は六十五歳以上)の人が、病いやケガをしたとき、療養の給付は老人保健制度から行われます。

すでに七十歳以上の方には、健康手帳をお渡しいたしました。二月一日以降病院、診療所に行かれるときは必ず窓口で、健康手帳と保険証を提示してください。

二月一日以降七十歳になられる方は、誕生日がすぎたら早目に役場窓口でミトメを持ってください。健康手帳を交付いたします。翌月の一日から、老人保健の医療が受けられることとなります。

県立新潟高等学校 通信教育生徒募集

昭和五十八年度県立新潟高等学校通信制の生徒を次により募集します。なお、高等学校通信制は、主として自宅で受ける通信教育によって四年以上在学し、所定の単位を取得すれば高等学校卒業資格が与えられる制度で、毎年二、四百人が入学しています。

一、応募資格
中学校卒業またはこれと同等以上の資格を有する者(年令問わず)

二、募集コース
○卒業コース
高等学校卒業資格取得を目的とし第一学年から入学する者

○編入コース
高等学校中退者で編入学を希望する者

○科目別コース
卒業を目的とせず一部科目のみ履習を希望する者

三、願書受付期間
昭和五十八年二月二十一日から昭和五十八年四月九日(必着)まで

四、選抜方法
出身中学校(高等学校)から提出される書類を主に選考し、試験は行わない。

五、入学案内及び入学願書の請求方法
返信用封筒(あて名名記)に七十四円切手をはり左記へ請求する。

〒951新潟市関屋下川原町二丁目 六三五番地
新潟県立新潟高等学校通信制
(☎〇二五一一一六五二六八)

六、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

七、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

八、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

九、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十一、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十二、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十三、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十四、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十五、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十六、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十七、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十八、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

十九、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

二十、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

二十一、利用いただけるかた
今春、高校、大学、専門学校などへ進学されるかたのご父兄

国の進学ローンのお知らせ

一進学者あたり五十万円以内
資金の使いみち

融資期間
進学される学校の修業年限以内(最長四年、ただし、短期大学等修業年限が二年のものは三年以内、交通遺児家庭及び母子家庭については、修業年限に一年を加え、最長五年以内)です。

貸付利率 年八・四%

保証人 一名以上

取り扱い機関
国民金融公庫支店のほか、もよりの銀行、信用金庫、信用組合、農協の窓口。

申し込み期間
昭和五十八年四月末日まで

くわしいことは、銀行等の支店か下記の公庫支店におたずねください。

長岡市千手三ノ九ノ一三
国民金融公庫長岡支店
(☎〇二五八一八四三六〇)

二、募集コース
○卒業コース
高等学校卒業資格取得を目的とし第一学年から入学する者

○編入コース
高等学校中退者で編入学を希望する者

○科目別コース
卒業を目的とせず一部科目のみ履習を希望する者

三、願書受付期間
昭和五十八年二月二十一日から昭和五十八年四月九日(必着)まで

四、選抜方法
出身中学校(高等学校)から提出される書類を主に選考し、試験は行わない。



福祉だより

町社協

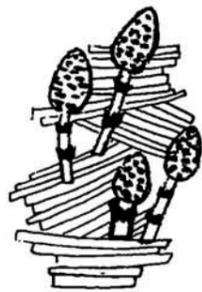


1983 2/20

発行 / 社会福祉法人 越路町社会福祉協議会
新潟県三島郡越路町(越路町役場内)
〒949-54 ☎02589-2-3111(代表)
印刷 / 小千谷市 大川印刷株式会社



歳末慰問に病院を訪れた社協委員



顔と顔があえば、
明るいあいさつの
声がきこえる地元どうし。
助けあいの輪も、
こんな地元どうし
おつきあいから、
大きく広がって行きます。

助けあい、支えあい

目次

- 赤い羽根共同募金報告……………二
- 歳末たすけあい募金報告……………四
- 長寿を祝い町から記念品を……………五
- 子育て奮戦記……………六
- 愛の一声運動の輪を……………七
- ボランティア紹介……………八
- みなの里合同忘年会……………九
- 心身障害者扶養共済制度……………十
- やぶれ傘……………十一
- 国民年金「現況届」……………十二

こんな時は
こんな届けを

国民年金の受給者のみなさん！
年金を引き続き受けるためには
「現況届」を定期的に、また住所や
氏名が変わったり支払い通知書を
なくしたりしたときには、そのつ
ど「届出」をしなければなりません。
(別表参照)
もし、こういった届出を怠ると、
年金の支払いがストップしたり、
支払い通知書が届かなかつたりす
るなどの「さしさわり」が生じる
こととなります。
「受給権」という大切な自分の
権利を守るためにも、現況届や変
更届はきちんと提出するようにし
ましょう。なお、提出の際は、年
金証書の記号番号と生年月日をき
ちんと書くようにしてください。
届書の提出先
▽老齢年金・通算老齢年金を受け
ている人
〒167 東京都杉並区高井戸西二
五二四 社会保険庁業務課
▽障害年金・母子年金などを受け
ている人
役場国民年金係

1 提出制国民年金の手続

届出または申請など を必要とする場合	届書などの名称	届出期限
加入者となったとき	国民年金被保険者資格取得届	14日以内
加入を希望するとき	国民年金被保険者資格取得申出書	そのつど
加入者でなくなったとき	国民年金被保険者資格喪失届	14日以内
加入を希望しなくなったとき	国民年金被保険者資格喪失申出書	そのつど
加入者が死亡したとき	国民年金被保険者死亡届	14日以内
氏名を変えたとき	国民年金被保険者氏名変更届	14日以内
住所を変えたとき	国民年金被保険者住所変更届	14日以内
年金手帳をよごしたり失ったとき	年金手帳再交付申請書	すみやかに
保険料の免除が受けられる要件に該当したとき	国民年金保険料免除理由届	14日以内
保険料が納められないとき	国民年金保険料免除申請書	そのつど
付加保険料を納付することとなったとき	付加納付届	14日以内
付加保険料の納付を希望するとき	付加納付申出書	そのつど

届出または申請など を必要とする場合	届書などの名称	届出期限
年金を受けようとするとき	国民年金歳定請求書	年金を受ける権利を得てから5年以内
死亡者が受けていない年金があるとき	国民年金未支給年金支給請求書	年金をうける権利を得てから5年以内
毎年引続いて年金をうけようとするとき	*国民年金受給権者現況届	毎年誕生日の末日(老齢など)・5月31日(障害など)
氏名をかえたとき	*国民年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所をかえたとき	*国民年金受給権者住所変更届	14日以内
年金をうけとる方法や支払機関をかえようとするとき	*国民年金払渡方法・払渡希望機関変更届	そのつど
国庫金送金通知書をなくしたりよごしたとき	国庫金送金通知書亡失(き損)届	そのつど
国民年金支払通知書が届かなかつたりなくなつたりしたとき	*国民年金支払通知書亡失(未着)届	そのつど
年金証書をなくしたとき	*国民年金証書再交付申請書	すみやかに
年金をうける権利がなくなったとき	国民年金失権届	すみやかに
年金をうけていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内
2つ以上の年金をうける権利を得たとき	国民年金受給選択申出書	すみやかに
年金の額が変わるとき	国民年金額改定請求書(届)	すみやかに
年金の支給が停止するとき	国民年金支給停止事由届	すみやかに
年金の支給を停止する事由がなくなったとき	国民年金支給停止事由消滅届	すみやかに

(注) これらの請求書・届書の提出先は、市(区)役所・町村役場ですが、老齢年金、通算老齢年金をうけている人の*印の届書の提出先は、社会保険庁業務第二課です。
届出に必要な用紙は、役場(市役所)の窓口にて用意してあります。

2 福祉年金の手続

届出または申請など を必要とする場合	届書などの名称	届出期限
年金をうけようとするとき	福祉年金歳定請求書	年金をうける権利を得てから5年以内
死亡者が受けていない年金があるとき	未支給福祉年金支給請求書	死亡した日から6カ月以内
引き続いて年金をうけようとするとき	福祉年金所得状況届	毎年8月11日から9月10日までの間
恩給や退職年金をうけるようになったとき、またはうけなくなったとき	福祉年金支給停止関係届	そのつど
氏名をかえたとき	氏名変更届	14日以内
住所をかえたとき	住所変更届	14日以内
支払郵便局をかえようとするとき	支払郵便局変更届	そのつど
印鑑をなくしたり変えようとするとき	印鑑変更届	そのつど
国民年金証書をなくしたとき	国民年金証書亡失届	直ちに
国民年金証書がよぶれたり、よこれたりしたとき	国民年金証書再交付申請書	そのつど
母子(準母子)福祉年金をうける対象の子に異動があつたとき	福祉年金額改定請求書	すみやかに
年金をうける権利がなくなったとき	福祉年金失権届	すみやかに
年金をうけている人が死亡したとき	福祉年金受給権者死亡届	14日以内

これらの請求書・届書の提出先は、市(区)役所・町村役場です。

赤い羽根共同募金

昨年十月一日から三ヶ月間にわたり全国一斉に展開されましたこの運動には、皆さま方の温かいご理解とご協力を賜り、大きな成果を挙げることが出来ました。厚くお礼を申し上げます。

昭和五十七年度共同募金報告

やさしさを隣人に

又法人、団体、有志者から今年も大口の募金を頂き深く感謝しております。尚この募金のためにご苦労された部落総代さんには厚くお礼を申し上げます。

大口募金者

Table with 2 columns: Category (封筒募金, 法人(大口)募金, etc.) and Amount (1,316,787円, 143,000円, etc.)

Table listing donors for the '大口募金者' section, including names like Masagata Food and their contribution amounts.

昭和57年度 赤い羽根共同募金部落別結果

Table showing the results of the 57th annual Red Feather Joint Fundraising by village, with columns for village, number of households, and amount.

※二千円募金者 (順不同)
(釜ヶ島) 丸山忠作、(沢下条) 長束健二
※千五百円募金者
(来迎寺元町) 山田和子
※千円募金者
(岩野) 野上公平、神林勇造、内山一郎、(仲島) 大塚勇助、関雄光、(釜ヶ島) 伊佐恒一郎、山崎敬一、山崎丈夫、山崎誠一、山崎熊倉幸男、(同白山二) 宮沢実俊

完三、新保一夫、(浦) 関矢孝次郎、西脇栄治郎、佐藤隆、西脇一志、佐藤尚雄、永井徳一、関四朗、佐藤周一、小林節三、佐藤豊栄、井上内秀、(神谷) 高橋友一郎、白井孝、高橋義輝、水島昭一
(中島) 佐藤清一、(篠花) 佐藤六三郎、(飯島) 金安栄一、(西野) 大石仁太郎、(中沢) 番場惣二、(山本義男、(来迎寺元町) 五十嵐淑郎、安原晃、山崎正也、深井義春、宮沢実、(同中央) 白井勲次郎、今井恒樹、永井一栄、高野真沙子、(同前田) 内山清、熊倉幸男、(同白山二) 宮沢実俊

Table with 2 columns: Category (戸別封筒募金, 町内企業募金, etc.) and Amount (1,034,090円, 1,300,000円, etc.)

大口募金者
長岡砂利採取販売協同組合三万円
岩塚製菓株式会社 十万円
朝日酒造株式会社 十万円

昭和57年度 歳末募金部落別結果

Table showing the results of the 57th annual year-end fundraising by village, with columns for village, number of households, and amount.

※三千円募金者
(宝徳大社) 藤田喜代
※二千円募金者
(仲島) 大塚勇助、丸山利平治、(十楽寺) 平石英一
※千円募金者
(岩野) 半藤清二郎、神林勇造、大塚伝、丸山昇、(仲島) 関雄光、(釜ヶ島) 伊佐恒一郎、丸山忠作、山崎不雄、山崎丈夫、山崎新平、山崎誠一、伊佐貞一、(浦) 小林茂、関恵一、(神谷) 白井孝一、高橋友一郎、(中島) 佐藤清一、(篠花) 戸川幸一、(飯島) 鈴木重寿、(西野) 大石仁太郎、山本

昭和五十七年度歳末募金報告

みんなそろって明るいお正月を

歳末たすけあい募金

恵まれない人達に明るいお正月をと、昨年暮れに行ないました歳末たすけあい募金には、皆さま方から二百四十二万円余の心あたたまる善意が寄せられました。

者等に、民生委員の方々から、ねぎらいの言葉を添えて手渡され大変喜ばれました。その後お礼の電話や手紙が沢山参っておりますので、ここに一部紹介いたします。

施設入所児の親から
この度は町内各位の御理解ある多額な募金を福祉課の方々より、施設に送金下さいまして誠にありがとうございました。

歳末募金は全額が町の社会福祉協議会に配分され、生活保護世帯低所得者世帯、重度心身障害児者、ひとり老人、長期療養入院所

老人世帯から
今年もお見舞い御芳志有難くお礼申し上げます。
先は略儀乍ら御返礼迄
(匿名・原文のまま)

お祝いを受けられた方

浦 岡村	ハマ殿	九十五歳
浦 関	タツ殿	八十八歳
浦 桑原久五郎殿		
飯島 本田	ヨシ殿	
来迎寺 小林	スミ殿	
朝日 郷	キン殿	
飯塚 平石与平治殿		
岩田 丸山	イシ殿	
不動沢 高橋	富治殿	
西谷 上田	ヤス殿	
塚野山 若林	ハナ殿	
塚野山 大矢	豊作殿	

長寿を祝いを贈呈町から

長寿おめでとございます。町では毎年百歳九十五歳、八十八歳を迎えられたお年寄りに、祝詞と記念品を贈りしています。今年九十五歳の方一名、八十八歳の方十一名、合計十二名の方々に町長が直接訪問し、お祝いをいたしました。今後益々健康に留意され一日でも多く長生きして、日々のご生活をお楽しみ下さい。



人生は長い旅路を行く如し嵐もあれば晴れる日もあり雨天にも安んずること勿れ

人生訓

老後の豊かな生活設計を求めて ◎自分なりの対策を立てる

老後ということが、これほど大きな関心事になったことは日本の歴史上がってなかったことです。それだけに、国も個人もどう対応してよいか迷っているわけです。しかし迷っているだけではどうにもならず、高齢化社会は一刻も休まずどんどん進んでいるのですから早いうちに対策をたて実行しなければなりません。私達自身、個人レベルの老後対策をたて豊かな老後を考えねばなりません。それにはBWHのバラ

- 米寿 八十八歳・まだまだお米が
- 卒寿 九十歳・人生に卒業はないはずだ
- 白寿 九十九歳・せめて白才に
- 茶寿 百歳・一つの節だがまだ未熟
- 百寿 百歳・もつともつと
- 皇寿 百十一歳・そろそろゆづりうか
- 若寿 百二十歳・心づもりは出来たけど
- 天寿 百八十八歳・これで人生完つ

老後の豊かな生活設計を求めて

老後というものが、これほど大きな関心事になったことは日本の歴史上がってなかったことです。それだけに、国も個人もどう対応してよいか迷っているわけです。しかし迷っているだけではどうにもならず、高齢化社会は一刻も休まずどんどん進んでいるのですから早いうちに対策をたて実行しなければなりません。私達自身、個人レベルの老後対策をたて豊かな老後を考えねばなりません。それにはBWHのバラ

歳末見舞の対象施設、病院

No.	施設 病院名	住所	人数	配分額
1	県立新潟養護学校	新潟市	1	5,000円
2	西 新潟 病院	〃	1	5,000
3	末 広 橋 病院	〃	1	5,000
4	松 浜 病院	〃	1	5,000
5	木 戸 病院	〃	1	5,000
6	中 央 病院	長岡市	2	10,000
7	日 赤 病院	〃	3	15,000
8	立 川 病院	〃	5	25,000
9	宮 内 病院	〃	3	15,000
10	田 宮 病院	〃	28	140,000
11	わ ら び 園	〃	4	20,000
12	こ ぶ し 園	〃	4	20,000
13	県 立 悠 久 荘	〃	6	30,000
14	長 岡 保 養 園	〃	11	55,000
15	あ け ぼ の 学 園	〃	2	10,000
16	か し わ 荘	柏崎市	4	20,000
17	刈 羽 郡 病 院	〃	2	10,000
18	国立新潟療養所	〃	1	5,000
19	高田西城病院	上越市	1	5,000
20	月ヶ岡養護学校	三条市	1	5,000
21	塚ノ目診療所	〃	1	5,000
22	国立小千谷療養所	小千谷市	2	10,000
23	小千谷養護老人ホーム	〃	2	10,000
24	小千谷総合病院	〃	1	5,000
25	魚 沼 病 院	〃	1	5,000
26	豊 栄 病 院	豊栄市	1	5,000
27	越路クリニック	越路町	1	5,000
28	み の わ の 里	〃	8	40,000
29	寺泊老人ホーム	寺泊町	4	20,000
30	コロニーにいがた白岩の里	〃	2	10,000
31	国立寺泊療養所	〃	1	5,000
32	六日町魚沼荘	六日町	1	5,000
33	三 島 病 院	三島町	5	25,000
34	三 島 園	〃	4	20,000
35	小国町成人健康センター	小国町	1	5,000
36	やすらぎの里	出雲崎町	9	45,000
37	国立犀潟療養所	大潟町	1	5,000
38	胎内やすらぎの家	黒川村	1	5,000
39	福井県美山荘	福井県	1	5,000
計			129人	645,000円

- ※窓口募金者
- 岩野老人クラブ 五、〇〇〇円
 - 飯塚公民館チャリティーバザール 五二、五〇〇円
 - 町民協議会愛の募金 二二、一八円
 - (篠化) 五十嵐三好 二、二二一円
 - (浦) 永井徳一 二、〇一円
 - (来迎寺) 岡村敏夫 一、五九六円
 - (来迎寺) 高野和彦、朋昌 八七五円
 - (不動沢) 高橋チヨ 五五九円

歳末募金配分状況

生活保護世帯	12世帯	71,040円
低所得者世帯	23世帯	184,000円
母子、父子世帯	51世帯	255,000円
重度心身障害児者	58人	464,000円
ねたきり老人	48人	384,000円
長期療養入院入所者	129人	645,000円

着付講習会

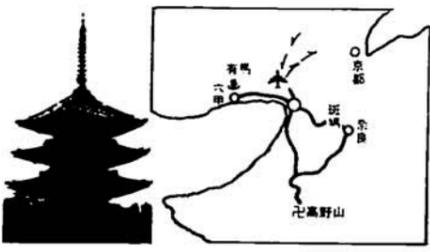
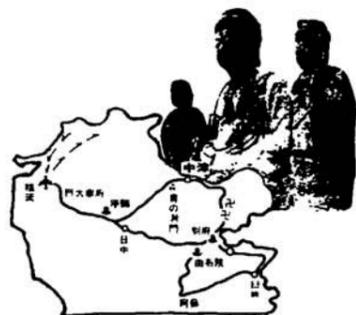
母子福祉会では、十一月五日、町総合福祉センターで赤井玉江先生を迎え、恒例の着付講習会が開かれました。今回は浴衣の着方を主に十数名の参加者が熱心に受講し実習しました。帯の結び方に苦慮していた様子でした。この講習会は年々盛り上げ、大勢の方々の参加を得て、技術的にも向上させて行きたいとの会長の



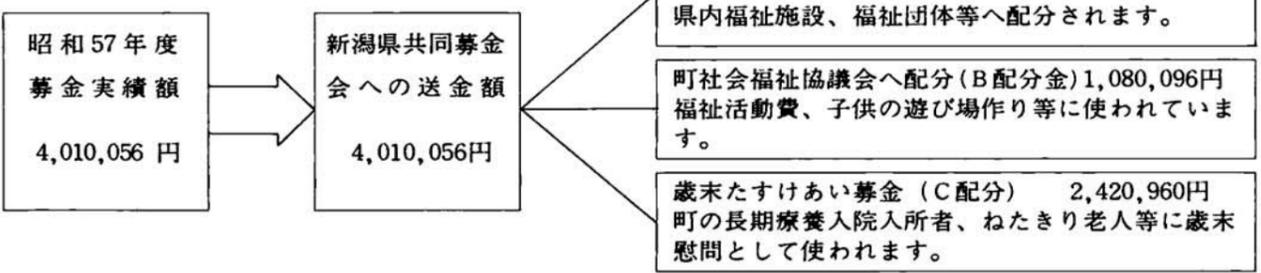
話、なごやかな着付講習会風景でした。

昭和五十八年度県老連会旅行案内

- ◎もう一つの佐渡が島の旅 佐渡最南端、南仙峽めぐりと佐渡七福神巡礼 実施期間 四月～五月 会費 二六、八〇〇円 旅行日程 二泊三日
- ◎北陸山代温泉の旅 大本山、永平寺をたずねて 実施期間 六月～七月 会費 二七、五〇〇円 旅行日程 二泊三日
- ◎日光中禅寺温泉と鬼怒川温泉の旅 自然の美と歴史の宝庫 実施期間 八月～九月 会費 二五、八〇〇円 旅行日程 二泊三日
- ◎磯部温泉と四方温泉の旅 「雀のお宿」 会費 二六、五〇〇円 旅行日程 二泊三日 (空港コース)
- ◎奈良、高野山と姫路城 実施期間 九月一日～二十日 会費 七二、五〇〇円 旅行日程 三泊四日 (毎日出発)
- ◎九州国東半島と別府温泉 実施期間 十月十一日～三十日 (毎日出発) 会費 七二、五〇〇円 旅行日程 三泊四日
- ◎赤穂、倉敷と後楽園 実施期間 六月下旬～七月上旬 会費 四九、五〇〇円 旅行日程 四泊五日(船中二泊)
- ◎出雲大社特別参拝と津和野路 実施期間 六月下旬～七月上旬 会費 四九、五〇〇円 旅行日程 四泊五日(船中二泊)



町の共同募金のゆくえ



十六歳、バイクの免許が取れる年齢です。雄一君(仮称)は、この日の来るのを待っていました。中学の時からバイクが好きで、雑誌を何冊も読みあさり、時には無免許で運転もしました。

「好きこそもののしようずなれ」とはよくいったものです。すんなり免許を手にした雄一君は、次にバイクを手に入れることに夢中になりました。もちろんお父さんのHさんは、免許を取る時以上に反対し買うことも許しませんでした。

「買うよ絶対にお金なんて出してもらわなくてもいいよ。自分で稼いで自分で買うよ」驚いたことに、雄一君は既に十万円も貯めていました。今まで小ずかいや親に内緒で買ったアルバイトの成果です。それからというもの雄一君は更にアルバイトに精を出しました。Hさんが何といてもやめませんでした。そしてついに二五〇〇〇のバイクを月賦で手に入れてしまったのです。

こんなにバイクに執着したのは、友達同志の張り合いがあったようです。免許と同時にバイクを買った友達、前々からバイクだけ

は持っていた友達が何人かいました。その仲間入りを一日も早くしたいというあせりにも似たものだったのでしょうか。それからというもの、夜になると友達やバイクの爆音をけたまましく轟かせてやって来ては、クラクションで呼び出すようになりま

した。Hさんは、個人タクシーの運転手をしていました。それも夜町を流していったから「うるさい」と住んでいる団地の住人から苦情が来ているということは、奥さんから聞いて初めて知るとい状態

でした。Hさんは悩みました。どうしてこれを子どもに解かせればいいのか。平素話し合いをしようと思

めても、ついつい小言になってしまっ自分のくせや、日頃の育て方を反省して見たりしました。しかしそのことよりも、もつと悩んだのは、夜家を空けていることが子ども達のために大変よくないのではないかということでした。

夜の仕事にしたのは、収入の面からでした。雄一君の姉も含めて家族四人で住むこの公営住宅をいつか出て、マイホームを持ちたい

という夢があったからです。悩んだあげくHさんは、今大切な子どもだど心に決め再び昼の仕事に変えました。

そして夕食の時までには、できるだけ家に帰るようにしました。暫くは友達も来なく、雄一君も出かけることも控えていたようすが、Hさんがバイクのことについて何もいわなかったこともあって、けたたましい爆音と共にやって来ては雄一君をクラクションで呼ぶ日が続きました。

Hさんは、何げない顔で出かけようとする雄一君を呼びとめて、「雄一。上がってもらってお茶でも飲ませたらどうだ」

びつくりしたのは雄一君です。「また出かけるのか」とカミナリが落ちるとばかり思っていました。ベランダに出て雄一君は叫びました。

「オー、上がってこーい」皮のジャンパーできめ込んでいる友達、普段着に大きなヘルメットを小脇に抱えている友達、二人

でした。今晩は「おじゃまします」という挨拶。お前一応の礼儀はわきまえているのか、と思いつつながらHさんも笑顔で迎えました。

そして抑えようとする心とは別に心配が先に立って、暫くは身の上調査みたいな話が続き、子ども

同志の話も尽きかけたので、「遅くなるよ」といって送り出した。後でHさんは、この子ども達、暴走族の仲間に入っていた訳ではなさそうだと思えました。

それからも友達をよく遊びに来ました。やはり爆音とクラクションを鳴らしながら……。

Hさんは何回小言をいおうかと思ったことか、その度毎にグツと言葉を飲み込みました。それはもつとつと連中と話を交してからだと我慢し続け、そろそろと思えるようになるまでには、半年かかりました。

「オオまた来たか」の挨拶に始まり、その頃になるとHさんは趣味にしている釣の話、子ども達はバイクの話がお互いできるようになり

ました。「ところで一つ頼みがあるんだ」

「どこ遊びに来る時はバイクの音を小さくして、クラクション等も鳴らさないでくれないか。実は近所からうるさいと苦情が来て困

てるんだ。団地の人の中にはイヤな音だと思ってる人もいるらしいから

雄一君も友達も暫くうつつ向いていました。それ以後うるさくクラクションを鳴らすこともなくなり、エンジンの音も小さくなりました。

そればかりか友達と遊びに出る雄一君の帰りもだんだん早くなって来ました。

愛の一声運動の輪をひろげようみんな

青少年の非行と対策が社会を賑わし初めて既に久しい。そして非行の現実には中学生、小学校児童へと低辺を広げ下がつて来ている。

またその勢いはいよいよつるううとして居る。その中でこの社会傾向の是正とか治療の対策も、毎日の新聞や放送等で見聞きする通り、充分過ぎる程出揃っていると思

います。そこで私は、日常の家庭生活、家庭外出歩きの中で、今ここで遊んでいる子はまずくすると万引き

或いはおとなが困る農作物へのいたづら等を始め、或いは怪我をしてしまっかかも知れないという場面に

に出合った時、勇気を持って愛の一言をかけてやる小さな親切の実行に努めようとしています。

それには、いわずもがなのことです。先ず自らが日常の行動に節度を持ち、そのかけてやる一声に親身な思いやり温か味と、重味

がこもっていないければ効果をあげ得ないと思

います。また現に中高生等の商店内の万引きやその他の場所での物盗りの現場を見た場合は、速かにその店員に知らせ、見過ごすことのないように

こんな状態が暫らく続き喜んでいたところが、ある日突然爆音が近づいて来たかと思うと、うるさくクラクションを鳴らす音が下の方から聞こえて来

ました。雄一君が出るよりも早くベランダに出て下を見ました。アッこれはまた別の友達だ。Hさんは思はず怒鳴りました。

「ばかやろう、どいつだ、早く上がってこーい」

その時怒鳴られた友達が今一番Hさんになつて居るそうです。(青少年関係誌より転載)

世帯更生資金 貸付制度

この制度は低所得者世帯や身体障害者世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるよう

にすることを目的として、各種資金を低利(年三%) 修学資金については無利子で貸付ける制度です。

資金の借入れをご希望の方は、地域の民生委員さんか町の社会福祉協議会事務局へ、おたずね下さい。

資金の種類は更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援助資金があります。

お気軽にご利用下さい

日常生活で、悩みごとや心配ごとがありましたら、まよわず気軽にお出かけ下さい。

相談員が、あなたの身になって相談に応じます。

- ◎心配ごと相談所
○相談日 毎週火曜日
○場所 町総合福祉センター
○受付 一時半から四時まで
○火曜日が休日の時は翌日
○秘密は厳守されます

- ◎高令者職業相談
おおむね六十五才以上で働きたい人や、現在の仕事についての問題などで相談されたい方はご利用下さい。
○相談日 毎月第三水曜日
○場所 町総合福祉センター
○受付 一時半から四時まで

- ◎老人ハワー時代
「若い者には負けられない」と、お年寄りたちの活動が大変さかんである。
こうした時代に向けて、お年寄りに対するさまざまな福祉サービスの充実が求められているが、同

- 古切手を下さった方々(順不同)
○越路小学校児童委員会
○岩塚小学校児童委員会
○左岸連合
○中越農政事務所
○福田道路(株)中越営業所庶務課
○小川興業(株)
○朝日酒造(株)
○越路町商工会
○浦 永井順子
○浦 郷 禎一
○神谷 小森庄一
○飯塚 中静政之助
○岩田 丸山芳次
○小坂 内山啓一
○朝日 五十嵐一義

- この外匿名で沢山の方々から送られて来ています。又福田道路(株)中越営業所庶務課では、次のような手紙が添えてありました。
「古切手をお送り致します。
わずかながら福祉のお手伝いをして頂ければ幸いです。」
ご協力下さった方々に心からお礼を申し上げます。

古切手を送る 養護盲人ホームへ
光を失った盲人を収容する施設の拡充整備に、又ネパールの国の子供を結核から救うため、皆さま方から沢山の古切手が寄せられましたので、この程ボランティアの方々から整理していただき、一月二十日、黒川村にある養護盲人ホームへ胎内やすらぎの家へ送りました。ちなみに四キログラムありました事を申し添えます。
皆さま方の善意の心に感謝すると共に、これからもご協力下さるようよろしくお願いいたします。

心身障害者扶養共済制度についてお知らせ

県では、心身障害者を扶養するものが、その生存中に一定の掛金を拠出し、その死亡、廃疾を保障事故として心身障害者に終身年金を支給し、保護者亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的としてこの制度を実施しております。

○加入対象者
加入するに当り心身障害者及び加入者(保護者)に次の制限があります。

1、心身障害者の範囲
(1)児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において精神薄弱児(者)と判定された者(療育手帳保持者)
(2)身体障害者であつて障害の程度が身体障害手帳の二級(二級までに該当する者)
(3)精神又は身体に永続的な障害のある者で前事項に掲げる者と同等程度と認められる者

2、加入資格(保護者)
(1)新潟県内に住所を有する者
(2)65歳未満であること。但し、加入者の年齢は毎年度4月1日における年齢によることとされており、そのため生年月日が「大正6年4月2日から大正7年4月1日」までの間の人は、昭和58年3月31日までは64歳と取り扱われるので、加入できますがそれ以後は65歳となり加入不可能となります。

(3)生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

○保険料
保険料は加入時年齢に応じて次表のとおりとなっています。

○年金の支給
加入者(心身障害者の保護者)が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により廃疾の状態となつた時は、月額2万円又は4万円(2口加入の場合)の年金を心身障害者の生存中支給いたします。

○加入申し込みについて相談
この心身障害者扶養共済制度加入申し込み等の御相談は町役場福祉課へおたずねください。

1日にける年齢によることとされており、そのため生年月日が「大正6年4月2日から大正7年4月1日」までの間の人は、昭和58年3月31日までは64歳と取り扱われるので、加入できますがそれ以後は65歳となり加入不可能となります。

(3)生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

○保険料
保険料は加入時年齢に応じて次表のとおりとなっています。

○年金の支給
加入者(心身障害者の保護者)が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により廃疾の状態となつた時は、月額2万円又は4万円(2口加入の場合)の年金を心身障害者の生存中支給いたします。

○加入申し込みについて相談
この心身障害者扶養共済制度加入申し込み等の御相談は町役場福祉課へおたずねください。

1、心身障害者の範囲
(1)児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において精神薄弱児(者)と判定された者(療育手帳保持者)
(2)身体障害者であつて障害の程度が身体障害手帳の二級(二級までに該当する者)
(3)精神又は身体に永続的な障害のある者で前事項に掲げる者と同等程度と認められる者

2、加入資格(保護者)
(1)新潟県内に住所を有する者
(2)65歳未満であること。但し、加入者の年齢は毎年度4月1日における年齢によることとされており、そのため生年月日が「大正6年4月2日から大正7年4月1日」までの間の人は、昭和58年3月31日までは64歳と取り扱われるので、加入できますがそれ以後は65歳となり加入不可能となります。

(3)生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

○保険料
保険料は加入時年齢に応じて次表のとおりとなっています。

○年金の支給
加入者(心身障害者の保護者)が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により廃疾の状態となつた時は、月額2万円又は4万円(2口加入の場合)の年金を心身障害者の生存中支給いたします。

○加入申し込みについて相談
この心身障害者扶養共済制度加入申し込み等の御相談は町役場福祉課へおたずねください。

ひろげよう 人の和 愛の和 ピーチの輪

必身に障害のあるお子さんを家庭で養育している方に支給される特別児童扶養手当の制度をご存じでしょうか。

特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する手当の対象と支給額

加年	入時令	34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才
加45	入時令	円	円	円	円	円	円	円
5	点満	1,000	1,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	未							
	納付時							
	年令)							
	(掛金)							
	加入時	円	円	円	円	円	円	円
	点45才	1,400	1,900	2,600	3,200	4,100	5,300	6,800
	以上又							
	は、2口							
	目(特約)							
	(加入時							
	年令により							
	掛金固定)							

特別児童扶養手当を ご存じですか

必身に障害のあるお子さんを家庭で養育している方に支給される特別児童扶養手当の制度をご存じでしょうか。

特別児童扶養手当は、身体機能の障害や知恵おくれのために法律で定める一級又は二級に該当する手当の対象と支給額

特別児童扶養手当については、所得による支給制限があり、障害児の養育者の収入が一定額以上あるときは支給されません。

手当の支給に関する相談は、町役場福祉課へおたずねください。

所得制限基準額 (基準額は収入金額から基礎控除額を差し引いた金額)

扶養親族数	受給者	扶養義務者	控除
0人	2,284千円	5,733千円	社会保険等控除 1律 80,000円 障害者、老年者、寡婦 勤労学生 230,000円(特別障害者 310,000円)
1人	2,574 "	5,982 "	
2人	2,864 "	6,195 "	
3人	3,154 "	6,408 "	
4人	3,444 "	6,621 "	
5人	3,734 "	6,834 "	

青少年育成越路町民会議 入会のお知らせ

青少年育成越路町民会議は、次代を担う青少年の健全な成長を願う越路町民の心を結集して、昭和五十五年十月に発足しました。

この町民会議は、町における青少年育成運動の推進母体の役割を担っているもので、青少年関係機関、団体等と連携をとりながら、町民のみならず、全体的な支援と協力のもとに、町民運動を積極的にすすめていく所です。

青少年の健全な成長を図るためには、青少年を育てる家庭、学校や職場、地域社会が緊密な連携と協力体制をつくりながら、すべての住民が参加した次のような活動をすすめることが必要です。このような動きを全町的な輪にひろげていこうとする運動が青少年育成町民運動です。

1、伸びよう伸ばそう青少年
青少年の自覚を高め、社会への

前ページより
参加と連帯の態勢を育成するため、青少年団体の活動をいっそう振興し、青少年に同世代の仲間との交流を通じて、自主性・規律・協力・責任感などを身につけさせるとともに各種ボランティア活動を進めましょう。

2、よい子が育つ明るい家庭
家庭は、幼児から老人まで、助け合いながら生活を営み、安らぎを得、活力を養い、学び合う場であり、特に青少年にとつては家庭や親の与える影響がきわめて大きいといえます。

そのため「家庭の日」運動を中心とした健全な家庭づくりを進める活動を進めましょう。

3、非行化防止
低俗な社会環境については、住民運動などにより排除に努め、青少年のためのよい環境づくりを進めましょう。

4、ひとしずくの推進
すべての子どもが「あの子もこの子もわが子と同じ」の気持ちで、あたたかく見守りほめながら厳しく指導しよう。

入会のおねがい
次代を担う青少年の健全な成長を促すために、町民各層の衆知を集めるのがこの会議の目的です。思想や信条の違いをこえて、できるだけ多くの団体、青少年が

働いている企業、青少年に関心の深い個人等が、会員として参加し、青少年の健全育成のために活動していただくことを期待しています。

○入会申込み先
越路町役場 福祉課宛
電話 二二三〇八

会員名簿

会長 山本順平、副会長 安原晃
総務部会長 内山太郎治、健全育成部会長 長谷川敏雄、環境部会長 平石平吉

会員 広川雄、大矢仁三郎、西脇秀一、関久、平石博、馬場謙司、上田ヒロ、米山昇一、長谷川弘、惣山欣一、山崎弘、高頭富夫、外川圭一、伊平由和、太田賢一郎、高橋秀道、深井義春、長谷川清治、田中四正八、丸山勇二、大矢山次、深井徹司、立智信、木村敬、宮崎繁夫、大矢ヨイ、驚頭華子、佐藤琴、野本ミヅ、結城ミヨ、杉田政吉
(敬称略)

やぶれ傘

男女の婚姻に大切な役割を果たすのが「仲人」であるが、最近の仲人の役割は、結婚式の一つの飾りものになりすぎない場合が多い。「ハダカでよろしいので、何にももたせないでください」と儀礼的にいってはいるが、実際には親の大負担で嫁入り支度ができているとは仲人様はお気付きではない。祝儀をもらい、丁ちような扱いを受ける仲人達の皆さんからは、両家の「見え」や「世間体」にかかわる経済的な負担軽減をいつも頭において対処していただきたい。

ここで、強調したいことは「男は女がいなくちゃ何でもできないじゃないか。男が外で働けるのは、女が家の中をちゃんとしてあげるからではないか」、つまり、なんで女が豪華な支度をもつて男のもとへゆくのだろうか、なんで男が支度を整えて嫁を迎えないのであろうかということだ。

結婚

最近の嫁さん(特に婿さん)は職業をもっているから「金」づきである。結婚式の日から実質的にはその家の収入は増加する(嫁の給料は家には関係ないという親もいるが、その家に入ることは事実である)。だから結婚金を多く用意せよという世間がうるさいが、その金の子が用意できるのであれば、結婚金だけは多いのは結構である。男は女をえらぶのだと思っているなら、えらんだほうが、それなりの用意をするのが本来の姿でもある。

「女は男によつて運不運がきまる、いい男と結婚すべきだ」ということを青年やその親はあまり考えていないようだ。だから豪華な嫁入り支度を歓迎しているのではない。また結婚後、家の実家になんか「せびる」(実家の親が、娘がかわいさにその苦労をかかっている場合も多いが)ことが多いのではない。家では嫁をもらったからには、実家には絶対めいわくをおかけしません」といえる人は、若い男やその親に

しかし、えらぶという点では、男も女も同じであり、女も男をえらぶ権利があり、男は女にえらばれる。お互いに、えらんだ末に決められた結婚であれば、本当は嫁入り支度なんか、日常生活に必要なもののほかはよけいなことではなからうか。

これからの家庭は、女が男にたより、かわいがつてもらうなんて時代おくれだ。女が男を愛し、この人に一生たくす気にならなければ、この激動の社会で、立派な家庭をもつことができる。

この意味で女に結婚という節目に多額の出費をしいるのは、酷ではなからうか。親の老後の軍資金か子どもの将来の学費にでも積立しておいた方が、効果的であると確信する。

昔から「たいへんだ」「たいへんだ」といって冠婚葬祭の改善が進まないのは、人間の心のなかにある「見え」や「世間体」があるからで、ひとりで解決することは、なかなかむずかしいことである。結婚に関しては、両家でいろいろ協議し、新しい時代にあう無駄のない婚姻関係が成立することを期待したい。それには、仲人の役割が充分機能することをお願いしたい。



働いている企業、青少年に関心の深い個人等が、会員として参加し、青少年の健全育成のために活動していただくことを期待しています。

○入会申込み先
越路町役場 福祉課宛
電話 二二三〇八

会員名簿

会長 山本順平、副会長 安原晃
総務部会長 内山太郎治、健全育成部会長 長谷川敏雄、環境部会長 平石平吉

会員 広川雄、大矢仁三郎、西脇秀一、関久、平石博、馬場謙司、上田ヒロ、米山昇一、長谷川弘、惣山欣一、山崎弘、高頭富夫、外川圭一、伊平由和、太田賢一郎、高橋秀道、深井義春、長谷川清治、田中四正八、丸山勇二、大矢山次、深井徹司、立智信、木村敬、宮崎繁夫、大矢ヨイ、驚頭華子、佐藤琴、野本ミヅ、結城ミヨ、杉田政吉
(敬称略)